

学校情報教育環境整備について（案）

GIGA スクール構想の実現に向けて、令和 2 年度中に学習者用情報端末の導入や高速校内 LAN 整備ほか、ICT 教育環境整備が概ね完了することから、令和 3 年度は、これら整備した環境を最大限に活用できるよう、次の取組みを重点的に行います。

1 教員が教えやすい環境づくり

(1) 教員の ICT 端末等の活用力の向上

授業支援を中心に、各学校の環境、各教員のスキルや要望に応じて効果的に活用できるよう ICT 支援員を配置する。

ア 授業支援

- ・学習形態に応じた授業（指導案・教材）提案
- ・操作支援
- ・振り返り など

イ 校務支援

- ・個別操作支援（クロームブック、大型提示装置等、授業支援ソフトの活用など）
- ・研修 など

ウ 環境支援

- ・備品管理
- ・ソフトウェアのインストールや設定作業
- ・機器のメンテナンス支援 など

(2) 効率・効果的な授業展開のための指導者用デジタル教科書の導入

指導者用デジタル教科書では、多くのコンテンツが付属しており、教科書と連携したグラフや写真、図表等を一斉提示することができるため、より分かりやすい授業につながる事が期待できる。

また、ギガスクールの加速により、学習指導要領のコード付与が行われ、教科書と教材等の連携や教材等のデータベース化が進む見通しである。

これらの動きにいち早く対応すべく、指導者用デジタル教科書を導入し、教員が活用できる環境を整える。

（導入する指導者用デジタル教科書）

○小学校指導者用デジタル教科書

4 教科（国語・算数・理科・地図）

※英語は R2 購入済

○中学校指導者用デジタル教科書

4 教科（国語・数学・社会・理科）

(3) 授業支援ツールの導入

児童生徒の端末と教員の端末を連携し、教員画面の一斉配信、児童生徒画面のモニタリングや児童生徒端末の操作ロックなど、教員による端末制御機能を利用し、スムーズな授業運営を可能とする授業支援ツールを導入。

(4) 著作物の教育利用にかかる授業目的公衆送信補償金制度の利用

平成 30 年著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる。

これまで、複製と一部の公衆送信のみが無許諾・無償で著作物の利用が行えていたが、本件補償金制度が開始されることで、公衆送信全てを無許諾・有償で利用できるようになる。

(5) 学習者用情報端末（教員用等）の追加導入

教員用の端末は、本務者分の導入としていたが、非常勤講師についても 3 人に 1 台を導入する。また、あわせて故障時等に対応する予備機を導入する。

2 児童・生徒が学びやすい環境づくり

(1) 授業内容の充実

ア 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書の導入

紙の教科書と同じ内容を端末で表示し、拡大機能や書き込み機能、保存機能、ページめくり機能等を活用しながら、自分の思考を可視化し、あるいは児童生徒同士が共有することで、より主体的で対話的な深い学びへつなげる。

(ポイント)

文部科学省の令和 3 年度概算要求のポイントに「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」があり、1 人 1 台端末の環境が整っている小・中学校等を対象として、デジタル教科書（付属教材を含む）を提供し普及促進を図る。

国からの提供にあたっては、希望調査が行われるものと思われる。

対象は国・公・私立の小学校 5・6 年生の 1 教科、中学校全学年の 2 教科分の学習者用デジタル教科書（付属教材を含む）

イ 情報モラル教育教材の導入

児童生徒一人 1 台端末導入により、小学 1 年生から端末を活用することになるが、発達段階に応じて情報モラルを身に着ける必要がある。正しく安全にネット情報を扱うことができるよう、情報モラル教材を導入し、授業で活用する。

(2) 特別教室に設置している大型提示装置の更新

各小中学校の特別教室に設置している大型提示装置 190 台（小学校 120 台、中学校 70 台）を更新する。（令和 4 年度まで地方財政措置）

(3) 普通教室の児童生徒用机の大型化

学習者用情報端末の導入により、これまで机の上にあった教科書やノート、筆箱などに加え、端末を置くことになるため、児童生徒用机の大型化（新 JIS 規格）を検討する。

3 保護者や地域の ICT 教育への理解

保護者や地域の方に、ICT 教育を理解していただけるよう、見学や体験の場を設ける。

(1) 保護者対象

ア PTA 連合会役員会等での模擬授業による体験について提案中（令和 2 年度内の実施）

イ 令和 3 年度当初に各小・中学校の授業参観において ICT を活用した授業を実施して参観いただく。また、学級懇談の際には、実際に端末に触れていただくことなど検討する。

(2) 地域の方対象

ア 令和 3 年度の学校へ行こう週間において ICT を活用した授業を実施し、地域の方に参観いただくよう検討する。（令和 3 年秋）

4 その他、緊急時等における活用

(1) 不登校児童生徒への端末貸与

登校することが難しい児童生徒について、端末を通して教員と繋がりながら、登校へ結びつけていく仕組みについて検討を行う。

(2) 自宅学習の検討

ア 緊急時等を想定した、自宅でのグーグルアカウントの活用を検討する。なお、検討にあたり学習者用情報端末の持ち帰りに加え、各家庭の端末やインターネット環境の活用も検討する。

イ 自宅学習にあたっては、教育上望ましくないコンテンツやサービスへのアクセスや、危険なサイトやサービスを通じて犯罪に巻き込まれてしまう危険性などが懸念されることから、セキュリティ（ツール導入の必要性等）について検討する。